

## 研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程の改正について

### 1 趣旨

- 研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程については、業務方法書第21条第2号への対応の一環として、平成30年度第10回の理事会（平成31年2月19日開催）において議決され、平成31年2月20日から施行されている。
- 今年度、がんセンターが文部科学省に『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に基づく取組状況に係るチェックリスト（平成31年度版）を提出したところ、規程改正を行うよう、指導を受けたため、所要の見直しを行う。

### 2 改正の概要

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」第3節 2において、「研究・配分機関は、特定不正行為の疑惑が生じた事案について本調査の実施の決定その他の報告を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に行うよう規定すること」と掲げられているにもかかわらず、現行の規程では報告先として「配分機関」のみしか規定されていないため、「関係省庁」を追加する。

該当条項	内容
第12条第3項	予備調査に係る資料等の開示先を「配分機関等（以下「配分機関」という。）及び告発者」から「配分機関等（以下「配分機関」という。）、関係省庁及び告発者」へ変更する。
第13条第2項	本調査の実施に係る報告先を「配分機関」から「配分機関及び関係省庁」へ変更する。
第13条第10項	中間報告を求めることができる機関を「配分機関」から「配分機関又は関係省庁」へ変更する。
同上	中間報告の報告先を「配分機関」から「配分機関及び関係省庁」へ変更する。
第16条第2項	特定不正行為に係る認定結果の報告先を「配分機関」から「配分機関及び関係省庁」へ変更する。
第17条第3項	不服申立てがあった場合の報告先を「配分機関」から「配分機関及び関係省庁」へ変更する。
第18条第3項	不服申立ての採択又は却下に係る報告先を「配分機関」から「配分機関及び関係省庁」へ変更する。
第18条第7項	再調査の結果の報告先を「配分機関」から「配分機関及び関係省庁」へ変更する。

### 3 施行年月日

議決後直ちに理事長決裁により施行。

※ 3月27日までに改正を行うよう文部科学省から指導されている。

新（地方独立行政法人神奈川県立病院機構研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程）	旧（地方独立行政法人神奈川県立病院機構研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程）
<p>第1条～第11条（略）</p> <p>（予備調査）</p> <p>第12条 理事長は、告発を受理した後、速やかに告発内容の合理性、調査の可能性等についての調査（以下「予備調査」という。）を行う。予備調査は、次に掲げる事項を対象とする。</p> <p>（1） 告発された特定不正行為が行われた可能性</p> <p>（2） 告発の際提示された科学的根拠の合理性及び論理性</p> <p>（3） 告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間の合理性</p> <p>（4） 告発された事案に係る研究活動の原資料、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の検証の可能性</p> <p>2 理事長は、次条第6項の調査委員会を設置して、予備調査に当たらせることができる。</p> <p>3 理事長は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に関連する配分機関等（以下「配分機関」という。）<b>、関係省庁</b>及び告発者の求めに応じ開示するものとする。</p> <p>（本調査）</p> <p>第13条 理事長は、告発を受理した日から30日以内に、予備調査の結果に基づき、当該告発に係る事案が特定不正行為に該当するか否かの認定のために必要な調査（以下「本調査」という。）の可否を決定する。ただし、当該告発がなされる前に論文等が取り下げられている場合、当該取下げに至った経緯・事情を含め、本調査の可否を決定するものとする。</p> <p>2 理事長は、前項の決定により本調査を行う場合、速やかに告発者及び被告発者（告発者又は被告発者が法人外の機関に所属している場合、当該法</p>	<p>第1条～第11条（略）</p> <p>（予備調査）</p> <p>第12条 理事長は、告発を受理した後、速やかに告発内容の合理性、調査の可能性等についての調査（以下「予備調査」という。）を行う。予備調査は、次に掲げる事項を対象とする。</p> <p>（1） 告発された特定不正行為が行われた可能性</p> <p>（2） 告発の際提示された科学的根拠の合理性及び論理性</p> <p>（3） 告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間の合理性</p> <p>（4） 告発された事案に係る研究活動の原資料、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の検証の可能性</p> <p>2 理事長は、次条第6項の調査委員会を設置して、予備調査に当たらせることができる。</p> <p>3 理事長は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に関連する配分機関等（以下「配分機関」という。）及び告発者の求めに応じ開示するものとする。</p> <p>（本調査）</p> <p>第13条 理事長は、告発を受理した日から30日以内に、予備調査の結果に基づき、当該告発に係る事案が特定不正行為に該当するか否かの認定のために必要な調査（以下「本調査」という。）の可否を決定する。ただし、当該告発がなされる前に論文等が取り下げられている場合、当該取下げに至った経緯・事情を含め、本調査の可否を決定するものとする。</p> <p>2 理事長は、前項の決定により本調査を行う場合、速やかに告発者及び被告発者（告発者又は被告発者が法人外の機関に所属している場合、当該法</p>

人外の機関を含む。) に対し、その旨を通知し、協力を求めるとともに、配分機関及び関係省庁に報告する。また、本調査を行わないこととした場合、その旨及び理由を、告発者に通知する。

3 理事長は、第1項の本調査の実施の決定後、30日以内に調査を開始しなければならない。

4 理事長は、告発された事案に係る研究活動のほか、被告発者が行った他の研究活動も調査の対象に含めることができる。

5 理事長は、本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全しなければならない(法人外の機関に所在する資料等の保全が必要であると認める場合、当該法人外の機関に資料等の保全を依頼することを含む。)。ただし、この場合、被告発者は、資料等の保全に影響を及ぼさない限り、研究活動を制限されないものとする。

6 理事長は、本調査を行うため、外部有識者を含む調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置して、これに当たらせる。

7 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、原資料、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の精査、関係者のヒアリング及び実験により再現性を示すこと(以下「再実験」という。)の要請のうち、調査委員会が当該事案の調査に必要と認めるものを全て実施するとともに、被告発者に弁明の機会を与えられなければならないものとする。

8 理事長は、調査委員会が実施する調査事項が決定した場合、速やかにその内容を告発者、被告発者及び関係する者に通知する。

9 理事長は、調査委員会の調査に当たり、再実験を告発者に求める場合、又は告発者から再実験の実施の申し出があった場合、合理的に必要と判断する期間及び方法により再実験の実施を指示する。この場合の再実験は、原則として、調査委員会の指導・監督の下、被告発者が実施するものとする。

人外の機関を含む。) に対し、その旨を通知し、協力を求めるとともに、配分機関に報告する。また、本調査を行わないこととした場合、その旨及び理由を、告発者に通知する。

3 理事長は、第1項の本調査の実施の決定後、30日以内に調査を開始しなければならない。

4 理事長は、告発された事案に係る研究活動のほか、被告発者が行った他の研究活動も調査の対象に含めることができる。

5 理事長は、本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全しなければならない(法人外の機関に所在する資料等の保全が必要であると認める場合、当該法人外の機関に資料等の保全を依頼することを含む。)。ただし、この場合、被告発者は、資料等の保全に影響を及ぼさない限り、研究活動を制限されないものとする。

6 理事長は、本調査を行うため、外部有識者を含む調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置して、これに当たらせる。

7 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、原資料、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の精査、関係者のヒアリング及び実験により再現性を示すこと(以下「再実験」という。)の要請のうち、調査委員会が当該事案の調査に必要と認めるものを全て実施するとともに、被告発者に弁明の機会を与えられなければならないものとする。

8 理事長は、調査委員会が実施する調査事項が決定した場合、速やかにその内容を告発者、被告発者及び関係する者に通知する。

9 理事長は、調査委員会の調査に当たり、再実験を告発者に求める場合、又は告発者から再実験の実施の申し出があった場合、合理的に必要と判断する期間及び方法により再実験の実施を指示する。この場合の再実験は、原則として、調査委員会の指導・監督の下、被告発者が実施するものとする。

10 理事長は、配分機関又は関係省庁からの求めに応じて、中間報告を当該配分機関及び関係省庁に行うものとする。

11 理事長は、本調査の実施において、被告発者及びその他の者に告発者が特定されないよう努めるとともに、調査対象のデータ、論文等の秘密情報（公表前のものに限る。）が漏えいすることのないよう、十分に配慮しなければならない。

第14条～第15条 （略）

（認定結果の通知及び報告）

第16条 理事長は、前条の認定後、速やかに告発者、被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）及び告発者又は被告発者が所属する法人外の機関に、結果を通知する。

2 理事長は、前項の通知に併せて、配分機関及び関係省庁に前条の認定結果を報告する。

3 理事長は、悪意に基づく告発と認定した場合、告発者の所属機関にその内容を通知する。

（不服申立て）

第17条 特定不正行為と認定された被告発者は、前条第1項の通知を受けた日から14日以内に、理事長に対して、不服申立てをすることができる。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、前項の規定を準用し、理事長に対して、不服申立てをすることができる。

3 理事長は、第1項又は第2項の不服申立てがあった場合、告発者又は被告発者への通知及び配分機関及び関係省庁への報告を行う。

10 理事長は、配分機関からの求めに応じて、中間報告を当該配分機関に行うものとする。

11 理事長は、本調査の実施において、被告発者及びその他の者に告発者が特定されないよう努めるとともに、調査対象のデータ、論文等の秘密情報（公表前のものに限る。）が漏えいすることのないよう、十分に配慮しなければならない。

第14条～第15条 （略）

（認定結果の通知及び報告）

第16条 理事長は、前条の認定後、速やかに告発者、被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）及び告発者又は被告発者が所属する法人外の機関に、結果を通知する。

2 理事長は、前項の通知に併せて、配分機関に前条の認定結果を報告する。

3 理事長は、悪意に基づく告発と認定した場合、告発者の所属機関にその内容を通知する。

（不服申立て）

第17条 特定不正行為と認定された被告発者は、前条第1項の通知を受けた日から14日以内に、理事長に対して、不服申立てをすることができる。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、前項の規定を準用し、理事長に対して、不服申立てをすることができる。

3 理事長は、第1項又は第2項の不服申立てがあった場合、告発者又は被告発者への通知及び配分機関への報告を行う。

(再調査)

第18条 理事長は、前条第1項の不服申立てを受理した場合、調査委員会に再調査の必要性の審査を指示する。この場合、必要に応じて調査委員の一部又は全部を交代させることができる。

2 調査委員会は、前項の指示があった場合、速やかに審査を行い、次に掲げる事項を理事長に報告する。

(1) 再調査実施の必要性の有無

(2) 再調査実施の必要性を認める場合、被告発者に求める事項

3 理事長は、前項の報告を受けた後、速やかに再調査実施の要否を決定し、被告発者及び告発者に不服申立ての採択又は却下を通知するとともに、配分機関及び関係省庁へ報告する。

4 理事長は、再調査を実施しないことを決定した場合であって、かつその不服申立てが調査又は第20条の措置の遅延を目的としていると認める場合、再度の不服申立てを受理しないことができる。

5 理事長は、再調査の実施を決定した場合であって、被告発者の協力が得られないときは、再調査を中止することができる。

6 調査委員会は、理事長が再調査を指示した日から50日以内に、理事長に再調査の結果を報告しなければならない。

7 理事長は、前項の報告を踏まえて再調査の結果を決定し、その内容を被告発者及び告発者（被告発者又は告発者が、法人外の機関に所属している場合、当該機関を含む。）に通知するとともに、配分機関及び関係省庁へ報告する。

8 前条第2項の不服申立てについては、第1項から前項までの規定を準用する。この場合、第2項第2号及び第5項において「被告発者」とあるのは、「告発者」と読み替える。

(再調査)

第18条 理事長は、前条第1項の不服申立てを受理した場合、調査委員会に再調査の必要性の審査を指示する。この場合、必要に応じて調査委員の一部又は全部を交代させることができる。

2 調査委員会は、前項の指示があった場合、速やかに審査を行い、次に掲げる事項を理事長に報告する。

(1) 再調査実施の必要性の有無

(2) 再調査実施の必要性を認める場合、被告発者に求める事項

3 理事長は、前項の報告を受けた後、速やかに再調査実施の要否を決定し、被告発者及び告発者に不服申立ての採択又は却下を通知するとともに、配分機関へ報告する。

4 理事長は、再調査を実施しないことを決定した場合であって、かつその不服申立てが調査又は第20条の措置の遅延を目的としていると認める場合、再度の不服申立てを受理しないことができる。

5 理事長は、再調査の実施を決定した場合であって、被告発者の協力が得られないときは、再調査を中止することができる。

6 調査委員会は、理事長が再調査を指示した日から50日以内に、理事長に再調査の結果を報告しなければならない。

7 理事長は、前項の報告を踏まえて再調査の結果を決定し、その内容を被告発者及び告発者（被告発者又は告発者が、法人外の機関に所属している場合、当該機関を含む。）に通知するとともに、配分機関へ報告する。

8 前条第2項の不服申立てについては、第1項から前項までの規定を準用する。この場合、第2項第2号及び第5項において「被告発者」とあるのは、「告発者」と読み替える。

第19条～第23条 (略)

附 則

この規程は、平成31年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月 日から施行する。

第19条～第23条 (略)

附 則

この規程は、平成31年2月20日から施行する。

研究活動における不正行為への対応等に  
関するガイドライン

平成26年8月26日  
文部科学大臣決定

### 第3節 研究活動における特定不正行為への対応

#### 1 対象とする研究活動及び不正行為等

本節で対象とする研究活動、研究者及び不正行為は、以下のとおりとする。

##### (1) 対象とする研究活動

本節で対象とする研究活動は、競争的資金等、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動である。

##### (2) 対象とする研究者

本節で対象とする研究者は、上記(1)の研究活動を行っている研究者である。

##### (3) 対象とする不正行為(特定不正行為)

本節で対象とする不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用である(以下「特定不正行為」という。)※<sup>6</sup>。

###### ① 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

###### ② 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

###### ③ 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

なお、研究機関における研究活動の不正行為への対応に関するルールづくりは、上記(1)から(3)までの対象に限定するものではない。例えば、研究活動に関しては他府省又は企業からの受託研究等による研究活動など研究費のいかんを問わず対象にすべきである。

※<sup>6</sup>「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。平成24年10月17日改正)では、研究上の不正行為への対応に関して、競争的資金による研究論文・報告書等に「捏造、改ざん及び盗用」があったと認定された場合、競争的資金の返還及び応募資格の制限等の措置を講ずることとしている。このことから、本節で対象とする不正行為(特定不正行為)は、特別委員会報告書と同様に「捏造、改ざん及び盗用」に限定している。



## 2 研究・配分機関における規程・体制の整備及び公表

研究・配分機関においては、本節を踏まえて、研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程や仕組み・体制等を適切に整備することが求められる。規程や体制の整備の際、特に、研究活動における不正行為に対応するための責任者を明確にし、責任者の役割や責任の範囲を定めること、告発者を含む関係者の秘密保持の徹底や告発後の具体的な手続を明確にすること、研究活動における特定不正行為の疑惑が生じた事案について本調査の実施の決定その他の報告を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に行うよう規定すること、特定不正行為の疑惑に関し公表する調査結果の内容（項目等）を定めることが求められる。規程や体制の整備の状況については、当該研究・配分機関の内外に公表するものとする。

研究機関においては、不正行為に対応するための体制整備の一環として、一定の権限を有する「研究倫理教育責任者」を部局単位で設置し、組織を挙げて、広く研究活動に関わる者を対象として研究倫理教育を定期的に行うことが求められる。

### <<研究・配分機関が実施する事項>>

○研究・配分機関は、特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を適切に整備し、これを公表すること

○その際、

- ・研究・配分機関は、研究活動における不正行為に対応するための責任者を明確にし責任者の役割や責任の範囲を定めること
- ・研究・配分機関は、告発者を含む関係者の秘密保持の徹底や告発後の具体的な手続を明確にすること

→○研究・配分機関は、特定不正行為の疑惑が生じた事案について本調査の実施の決定その他の報告を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に行うよう規定すること

- ・研究・配分機関は、特定不正行為の疑惑に関し公表する調査結果の内容（項目等）を定めること
- ・研究機関は、「研究倫理教育責任者」の設置などの必要な体制整備を図り、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施すること【再掲】

## 3 特定不正行為の告発の受付等

### 3-1 告発の受付体制

- ① 研究・配分機関は、特定不正行為に関する告発（当該研究・配分機関の職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。）を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」という。）を設置しておくものとする。なお、このことは必ずしも新たに部署を設けることを意味しない。また、受付窓口について、客観性や透明性を向上する観点から、外部の機関に業務委託することも可能とする。
- ② 研究・配分機関は、設置する受付窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを定め、当該研究・配分機関内外に周知する。